第 4950 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2014年)平成26年 3月 27日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 印紙税の免税点の引上げ

Ｑ：印紙税の免税点が引き上げられたそうですが、いくらまでなら印紙税がかからなくなったのですか？

Ａ：５万円未満であれば印紙税がかかりません。

【解説】

印紙税は、平成25年度の税制改正において、事業者の納税事務の簡素化を図る観点及び低額な文書の作成割合が高いという受取書の作成実態を踏まえ、「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の免税点が３万円未満から５万円未満に引き上げられることになりました。

この改正は、平成26年４月１日以後に作成される受取書から適用されることになりますので、注意してください。

ところで、受取書を再発行する場合、その受取書にも印紙税がかかりますが、４月１日をまたぐ場合、すなわち、平成26年３月31日までに発行した受取書を平成26年４月１日以後に再発行する場合の印紙税がどうなるかですが、この場合には、再発行した受取書の作成日が平成26年４月１日以後の日付であれば、改正後の取扱いになりますし、平成26年３月31日までの日付であれば、改正前の取扱いになります。

この場合には、日付が重要になりますので、忘れずに記載するようにしてください。